

資料

第10期 姫路市高齢者保健福祉計画 及び姫路市介護保険事業計画

第2回策定会議資料

令和8年（2026年）8月31日

このページは白紙です

令和8年5月22日	第1回策定会議 ・ 全体の策定方針（基本理念・基本目標） ・ 介護保険施設等の整備について
令和8年8月31日	第2回策定会議 ・ 第9期の振り返り ・ 介護予防・生活支援・介護人材確保などの 施策・事業
令和8年11月13日	第3回策定会議 ・ 第10期計画中間取りまとめ（案）について
令和8年12月から 令和9年1月	パブリック・コメント実施
令和9年2月頃	第4回策定会議 ・ 第10期計画の最終取りまとめについて
令和9年3月頃	社会福祉審議会 ・ 第10期計画（案）について

1	施設整備方針の数値目標の変更	5
2	第9期計画の主な取組状況と評価	
(1)	基本目標1	6
(2)	基本目標2	7
(3)	基本目標3	8
(4)	基本目標4	10
(5)	基本目標5	11
3	第10期計画の構成	12
4	第10期計画の基本施策・基本目標	
(1)	高齢者の生きがいづくりの推進	16
(2)	高齢者のフレイルや認知症への総合的な取組の推進	18
(3)	高齢者の在宅生活の支援の推進	20
(4)	持続可能な介護保険制度の実現	22
(5)	認知症の人にやさしい地域づくりの推進	24
(6)	高齢者の意思と自己決定を支援する取組の推進	26
【参考】	令和7年簡易生命表の概況（令和8年7月公表）	28
	姫路市における認知症数と軽度認知症者数	29
	第10期計画の基本施策・基本目標に係る事業	30

1 施設整備方針の数値目標の変更（看護小規模多機能型居宅介護事業所）

第9期中に整備予定の事業者が辞退したことにより、想定 of 施設数を確保できなくなったことから、不足分を第10期で募集することとしたい。

第9期整備実績	第9期末見込	第10期中整備数	第10期末	第11期中整備数	第11期末
1施設 ↓ 実績なし	8施設 ↓ 7施設	2施設 ↓ 3施設	10施設	2施設	12施設

2 第9期計画の主な取組状況と評価

(1) 基本目標1 介護予防や生きがいづくりのために住民や多様な主体が関わって地域の資源が整備・維持・活用されている

指標		R4 (2022)	R 6 (2024)		R7 (2025)		R8 (2026)
		実績	目標	実績	目標	実績	目標
生きがいがあると感じている人の割合（高齢者実態意向調査）	一般高齢者	55.2%				57.4%	64.0%
	要支援者	39.4%				43.9%	55.0%
いきいき百歳体操への参加率		5.3%	6.0%	5.9%	7.0%	6.4%	8.0%
介護支援ボランティアの活動実績		74人	94人	108人	107人	107人	120人
地域での活動に週1回以上参加している人の割合（高齢者実態意向調査）		40.4%				42.3%	50%

2 第9期計画の主な取組状況と評価

(2) 基本目標2 様々な生活上の困りごとを支え合いや助け合いで解決する仕組みをつくり活用されている

指標		R4 (2022)	R 6 (2024)		R7 (2025)		R8 (2026)
		実績	目標	実績	目標	実績	目標
ひとり暮らし高齢者の現在の幸福度が7～10点（10点満点）の者の割合（高齢者実態意向調査）		46.6%				52.3%	50.0%
通いの場におけるボランティア回数（延べ回数・年間）		642回	910回	805回	1,100回	754回	1,300回
買物ができない人の割合（高齢者実態意向調査）	一般高齢者	2.4%				1.7%	1.2%
	要支援者	20.7%				20.6%	13.8%
公共交通機関を利用できる要支援者の割合（高齢者実態意向調査）	一般高齢者	78.2%				78.7%	86.1%
	要支援者	37.7%				44.6%	45.3%

2 第9期計画の主な取組状況と評価

(3) 基本目標3 高齢者や家族が必要な医療・介護サービスを利用しながら望む場所で生活を継続している

指標		R4 (2022)	R 6 (2024)		R7 (2025)		R8 (2026)
		実績	目標	実績	目標	実績	目標
【施設数別途】							
高齢者人口に 対する	要支援1・2の認定者数の割合	9.5%	9.9%	10.3%	10.0%	10.4%	10.2%
	要介護1・2の認定者数の割合	6.9%	6.9%	7.3%	6.9%	7.4%	6.9%
	要介護3・4・5の認定者数の割合	5.9%	5.9%	6.2%	5.8%	6.6%	5.8%
要介護3以上の人の在宅・居宅系サービスの受給率		3.5%	3.5%	3.2%	3.5%	3.3%	3.5%
地域包括支援センターが直営で担当した要支援者の割合		60.8%	59.0%	40.5%	58.0%	45.7%	57.0%

2 第9期計画の主な取組状況と評価

(3) 基本目標3 高齢者や家族が必要な医療・介護サービスを利用しながら望む場所で生活を継続している【施設数】

施設種別	R5(2023)	R8(2026)			
	総数	目標	目標総数	実績	実績総数
ア 特別養護老人ホーム ※「増床」は「既存施設の増床」 「転換」は「既存のショートステイからの転換」	2,696床	29床 ・地密創設 ・増床 ・転換	2,725床	0床	2,706床 ※10床増含む
イ 介護老人保健施設	968床	0	968床	—	968床
ウ 介護医療院	216床	0	216床	—	216床
エ 認知症高齢者グループホーム	672床	45床	717床	30床	684床 ※18床減含む
オ 指定特定施設	1,013床	29床	1,042床	0床	1,013床
カ A 小規模多機能型居宅介護事業所	21か所	2か所	23か所	0か所	19か所 ※2か所減含む
カ B 看護小規模多機能型居宅介護事業所	7か所	2か所 R6:1か所 R7:1か所	9か所	0か所	7か所
キ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	9か所	3か所 R6:2か所 R7:1か所	12か所	2か所	11か所
ク 離島等相当短期入所生活介護事業所	5床	0	5床	0	5床

2 第9期計画の主な取組状況と評価

(4) 基本目標4 介護人材を確保し、医療・介護をはじめとするサービスの提供が持続可能な状態である

指標	R4 (2022)	R 6 (2024)		R7 (2025)		R8 (2026)
	実績	目標	実績	目標	実績	目標
要介護3以上の人の在宅・居宅系サービスの受給率	3.5%	3.5%	3.2%	3.5%	3.3%	3.5%
総合事業訪問生活援助の利用実数 (延べ件数)	102件	200件	173件	300件	227件	400件

2 第9期計画の主な取組状況と評価

(5)基本目標5 認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って生活を継続している

指標		R4 (2022)	R 6 (2024)		R7 (2025)		R8 (2026)
		実績	目標	実績	目標	実績	目標
認知症サロンの参加者数（登録数）		2,876人	3,000人	2,979人	3,150人	3,271人	3,300人
認知症サロンのグループ数（登録数）		95団体	100団体	99団体	107団体	102団体	115団体
認知症サポーター養成講座の受講者数		46,837人	50,000人	52,232人	55,000人	55,118人	60,000人
市民後見人の登録者数		40人	60人	20人	70人	23人	80人
高齢者が週1回以上地域での活動に参加している割合 （高齢者実態意向調査）	ボランティア	2.5%				3.8%	9.9%
	スポーツ関係	10.5%				12.8%	16.4%
	趣味関係	7.9%				10.0%	14.4%
	学習・教養サークル	3.0%				3.3%	9.4%
	通いの場	10.9%				14.7%	22.6%
	老人クラブ	2.9%				3.7%	11.1%
	町内会・自治会	2.2%				2.0%	15.1%
認知症の相談窓口を知っている人の割合 （高齢者実態意向調査）		25.6%				27.4%	43.8%

3 第10期計画の構成

基本理念 高齢者が住むほどに好きが深まり笑顔あふれる姫路（まち）の実現

第9期 姫路市高齢者 保健福祉計画及び 姫路市介護保険事業計画

- ・ 全ての高齢者を対象とする計画
- ・ 介護保険事業及び地域包括ケアの計画



姫路市生涯現役推進計画 (令和3年度～令和8年度)

施策体系

- ・ 健康づくり
- ・ 役割創出・社会貢献
- ・ 学習・社会参加



認知症施策推進計画【新規】

- ・ 「新しい認知症観」に立つこと
- ・ 認知症の人の生活において意思等が尊重されること
- ・ 認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で暮らすことができること 等



第10期 姫路市高齢者保健福祉計画及び 姫路市介護保険事業計画

【基本理念】

高齢者が住むほどに好きが深まり笑顔あふれる
姫路（まち）の実現

3 第10期計画の構成

基本理念 高齢者が住むほどに好きが深まり笑顔あふれる姫路（まち）の実現

基本理念の達成度を確認する中長期的指標	現在値（R7年度）	方向性
健康であると感じている人の割合	68.6%	↗
幸福度が7～10点（10点満点）の者の割合	58.1%	↗

基本施策

基本目標

①高齢者の生きがいつくりの推進

— 高齢者が趣味の活動や地域や社会を支える活動を通じて、すこやかで生きがいを持ちながら生活を送ることができる

②高齢者のフレイルや認知症への総合的な取組の推進

— 高齢者が地域の身近な居場所での活動等に取り組むことで、フレイル予防・対策や認知症の進行を遅らせることができる

③高齢者の在宅生活の支援の推進

— 高齢者が多様な生活支援サービスを活用し、医療・介護専門職の支援を受けながら在宅での生活が継続できる

④持続可能な介護保険制度の実現

— 高齢者が支援や介護が必要な時に、安心して切れ目なく適切なサービスを速やかに利用することができる

⑤認知症の人にやさしい地域づくりの推進

— 高齢者が認知症になっても、住み慣れた場所で、地域の人と支え合いながら自分らしく暮らし続ける

⑥高齢者の意思と自己決定を支援する取組の推進

— 高齢者が要介護状態等になっても、高齢者の意思及び自己決定が最大限尊重され、自分の意思で自分らしい生活を営むことができる

3 第10期計画の構成

「地域包括ケアシステム」の「構築」から「深化」へ

第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

- 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。
- その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

10期で重点的に
取り組む主な施策

見直しのポイント（案）

R8.6.29社会保障審議会 介護保険部会（第135回）資料2－1「基本指針の構成について」

○介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 介護保険事業（支援）計画の策定
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
 - ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
 - ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。
- ② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築
 - ・ 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）について議論。
 - ・ 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

基本施策 4

（中長期的なニーズを踏まえたサービス提供のための）介護人材の確保と育成支援

基本施策 3

多様な主体によるサービスの創設

○地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ② 頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

基本施策 6

身寄りのない高齢者などへの支援

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

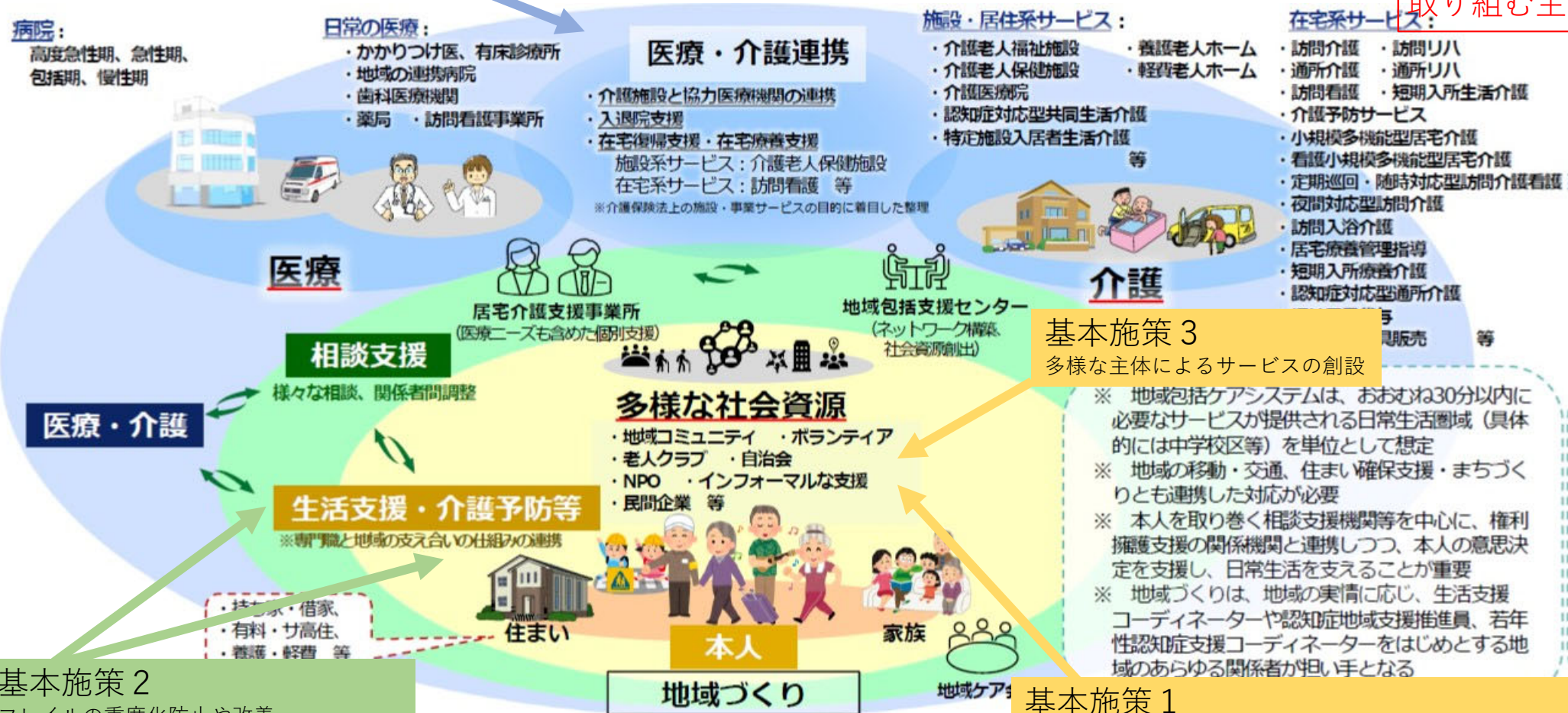
基本施策 5

「新しい認知症観」の正しい理解促進

「地域包括ケアシステム」の「構築」から「深化」へ

基本施策 6 人生会議の普及啓発

10期で重点的に
取り組む主な施策



基本施策 3

- ※ 地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要サービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区等）を単位として想定
- ※ 地域の移動・交通、住まい確保支援・まちづくりとも連携した対応が必要
- ※ 本人を取り巻く相談支援機関等を中心に、権利擁護支援の関係機関と連携しつつ、本人の意思決定を支援し、日常生活を支えることが重要
- ※ 地域づくりは、地域の実情に応じ、生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員、若年性認知症支援コーディネーターをはじめとする地域のあらゆる関係者が担い手となる

基本施策 1

行きたいと思える身近な地域の活動拠点の活性化や充実を継承

基本施策 2

R8.1 全国厚生労働関係部局長会議資料
厚生労働省老健局

4 第10期計画の基本施策・基本目標

(1) 高齢者の生きがいの推進

高齢者が趣味の活動や地域や社会を支える活動を通じて、すこやかで生きがいを持ちながら生活を送ることができる

基本目標の達成度を確認する中長期的指標	現在値（R7年度）	方向性
生きがいがあると感じている人の割合	51.7%	↗
地域での活動に週1回以上参加している人の割合	42.3%	↗

現状・課題

● 生きがいがある高齢者の割合

高齢者が生きがいをもつことは、心身の健康維持、幸福感の向上などの多くの効果が期待できるが、生きがいがあると感じている人は半数程度である。

● 社会的孤立のリスク

高齢者の2～3割は地域活動に全く参加していないため社会的孤立の懸念がある。

● 地域での活動に関する情報の不足

身近に健康づくりや生きがいの拠点があっても、情報を得る手段が限られている。

● 老人クラブの会員数の減少

老人クラブ活動は生きがいと健康づくり、支え合いづくりにつながるため重要だが、近年は役員の後継者不足等により団体数や会員数が減少している。

● 知識・経験・技能等を活かせる機会の確保

高齢者が役割を持ち必要とされることは自信や充実につながるため、これまで培ってきた豊富な知識や経験、技能等を活かせる機会の確保が求められる。

4 第10期計画の基本施策・基本目標

(1) 高齢者の生きがいの推進

高齢者が趣味の活動や地域や社会を支える活動を通じて、すこやかで生きがいを持ちながら生活を送ることができる

方向性

- **行きたいと思える身近な地域の活動拠点の活性化や充実**

高齢者が自主的に地域での活動に参加できるように、また地域の主体的な活動に地域資源として地域包括ケアシステムの担い手となっていただくために、「ひめまっぷ」などを活用して通いの場を見える化し、地域活動の活性化に取り組むとともに、活動内容の充実に必要な支援を行う。

- **外出機会、動機づけの創出**

高齢者向けの各種イベントの開催や施設優待など外出のきっかけづくりや、外出先のさまざまな活動に対するインセンティブとして「ひめさんぽ」の付与など、新たな楽しみを付加することで外出がより魅力的なものになるよう取り組む。

- **地域活動の継続の支援**

老人クラブ活動などの地域の主体的な取組が持続可能なものとなるよう必要な支援を継続する。

- **就労やボランティア活動等を通じた社会貢献の実現**

高齢者が長年培った豊富な知識や経験等を活かして就労やボランティア活動等に取り組み、地域活動の担い手として社会貢献活動を通じた自己実現を達成できるよう機会の充実に取り組む。

- **趣味や学びの活動を通じた生きがい感の向上**

新しいことを学ぶこと、趣味の経験や学びの成果を地域や周囲の人と共有することは生きがい感の向上につながるため、地域への還元や成果発表など目標となる機会の確保に取り組む。

4 第10期計画の基本施策・基本目標

(2) 高齢者のフレイルや認知症への総合的な取組の推進

高齢者が地域の身近な居場所での活動等に取り組むことで、フレイル予防や認知症の進行を遅らせることができる

基本理念の達成度を確認する中長期的指標	現在値（R7年度）	方向性
地域での活動に週1回以上参加している人の割合【再】	42.3%	↗
軽度認知障害（MCI）を知っている人の割合	22.8%	↗

現状・課題

● フレイルサイクル(フレイルの悪循環)のリスク

加齢により身体機能が衰えると活動量が低下し、食欲の減少による低栄養、筋力低下の結果、再び活動量の低下のサイクルを繰り返すフレイルの悪循環に陥ってしまう。

● フレイル予防としての地域活動への参加の重要性

フレイル予防には社会参加が効果的とされているが、関心が低いことなどの理由により、参加が習慣化している人は4割程度に留まる。

● 住民主体の「通いの場」の運営上の課題

住民主体の運営の場合は、途中で参加が途切れた人への対応や実施内容の工夫などにおいて限界がある。

● 軽度認知障害(MCI)や認知症の発見の遅れによる症状の進行

MCIや認知症は早期発見が重要で、対応が早いほど進行の抑制に効果的とされているが、MCIを知っている人は2割程度に留まる。

4 第10期計画の基本施策・基本目標

(2) 高齢者のフレイルや認知症への総合的な取組の推進

高齢者が地域の身近な居場所での活動等に取り組むことで、フレイル予防や認知症の進行を遅らせることができる

方向性

- **フレイルの重度化防止や改善**

フレイル状態になっても活動量が減少しないように、交通助成等により外出や社会参加などの活動を促す。
また、フレイル状態からの改善効果が期待できる仕組みを提供する。

- **身近な場所でのフレイル予防**

地域の身近な場所で健康づくりや生きがいづくりに参加したい人のニーズに応えるために、ひめまっぷ等により地域資源を見える化し、地域活動への参加を促進させてフレイル予防につなげる。

- **介護予防に関する意識の啓発**

フレイル予防に関する意識を高め、いきいき百歳体操などの「通いの場」への参加者の増加を目指す。

- **「通いの場」への継続参加支援・グループ支援**

いきいき百歳体操では一定期間不参加である方へのフォローを行っているが、他の「通いの場」においてもフォローできる仕組みを検討する。また、グループの活性化に向けて情報交換の機会の確保などの支援を行う。

- **軽度認知障害(MCI)や認知症の早期発見・対応に向けた支援**

MCIや認知症の進行を遅らせるためには、治療の早期開始や、周囲の病気への理解やサポート体制を早くから整える必要があるため、早期発見の重要性を啓発するとともに、発見の機会や進行抑制等に必要な支援の充実に取り組む。

4 第10期計画の基本施策・基本目標

(3) 高齢者の在宅生活の支援の推進

高齢者になって、病気や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる

基本目標の達成度を確認する中長期的指標	現在値（R7年度）	方向性
認知症・要介護状態でも自宅で生活できると思う人の割合	43.7%	↗
要支援者の認定率	14.0%（R6年度時点）	↘

現状・課題

● 要支援者の自立に向けた取組

将来の不安から認定申請をする人も多く、若年層からの要支援者認定割合が高くなっており、要支援者の自立に向けた取組が必要となっている。

● 要支援者に対する生活支援

今後介護専門職によるサービスを必要とする要介護者の増加が見込まれるため、介護専門職だけでは要支援者等の軽度な人の生活支援が充足されない。

● 医療と介護の提供体制の整備

高齢者の増加により地域看取り率（※）は上昇傾向で、また、85歳以上の高齢者が急増しており、日常の療養、急変時、入退院支援、看取りといった場面ごとの対応が求められる。

※地域看取り率：病院及び診療所以外で死亡した割合

● 増え続けるちょっとした困りごとと地域のつながりの再構築

暮らしの中のちょっとした困りごとを抱える高齢者の方が増える一方で、地域のために何かしたいと考える住民や団体も存在するが、誰がどこで何に困っているかが見えにくく、両者がつながっていない。

4 第10期計画の基本施策・基本目標

(3) 高齢者の在宅生活の支援の推進

高齢者になって、病気や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる

方向性

● 要支援者の自立支援

要支援状態となったときにデイサービスの利用のみではなく、自立した生活を取り戻すことができるよう、相談窓口の充実や、リハビリテーション職が社会参加を支援する「短期集中予防サービス」を展開していく。

● 多様な主体によるサービスの創設

必要なサービスを、必要な人に、必要なタイミングで届けるために、介護専門職以外の生活支援等のサービス提供が可能な人材の育成や、民間企業や社会福祉法人などのほか、住民団体なども参画する多様な主体サービスを創設し、将来的に持続可能な支援体制をつくる。

● 医療と介護の連携強化

情報共有、多職種連携、在宅支援、ICT活用等による医療と介護の連携を強化し、利用者に切れ目のない支援を提供することで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制の構築に向けた取り組みを推進し、高齢者の増加に伴う在宅介護需要の高まりに対応する。

● 困りごとの掘り起こしと支え合える地域の整備

暮らしの中のちょっとした困りごとを掘り起こし、それを地域のために何かしたいと考える住民や団体に共有することでお互いさまで支え合える関係を育み、持続可能で誰もが安心して暮らせる地域を築いていく。

4 第10期計画の基本施策・基本目標

(4) 持続可能な介護保険制度の実現

高齢者が支援や介護が必要な時に、安心して切れ目なく適切なサービスを速やかに利用することができる

基本目標の達成度を確認する中長期的指標	現在値（R7年度）	方向性
要介護3以上の人の在宅・居宅サービスの受給率	3.3%	→
訪問介護利用者1人あたりの平均利用回数（1ヵ月あたり）	37回	→

現状・課題

● 利用者の増加

2040年にかけて、急速な高齢化に伴い要介護認定者も増加する見込みであり、認知症高齢者や単身高齢者、高齢者夫婦のみ世帯の増加も踏まえると、多様化する介護ニーズに対応していく必要がある。

（＊介護給付量 第9期⇒第10期 約8%増となる見込み）

● 介護給付費の増大

介護給付費は年々増加傾向にあり、介護サービス需要のさらなる増大に対応するため、担い手の確保とサービス提供体制の維持を行う必要がある。

● 介護人材不足への対応

介護ニーズの高い85歳以上人口は2035年頃まで増加を続ける一方、少子化を背景に生産年齢人口（現役世代）は減少する見込みとなっている。医療・介護の専門職の担い手を確保するため、介護人材の新規確保に加え、現場で働く職員が安心して働き続けられる環境づくりにも注力し、短期的な人材確保と中長期的な持続可能性確保の両面から取り組む。

4 第10期計画の基本施策・基本目標

(4) 持続可能な介護保険制度の実現

高齢者が支援や介護が必要な時に、安心して切れ目なく適切なサービスを速やかに利用することができる

方向性

- **介護人材の確保と育成支援**
- **介護職員が働きやすい職場環境整備支援**
高齢化の進行により介護ニーズが増大する中、資格取得の促進、研修機会の充実、処遇改善などを通じて、安心して働き続けられる職場づくりを支援するとともに、多様な人材の参入を促進する。
また、介護の専門職以外の多様な主体が要支援者等の軽度な人に対しサービスを提供することで、介護の専門職が、要介護状態の人へ継続して安定したサービス提供を行う。
- **介護保険事業の適正化の推進**
介護保険料の収納や要介護認定事務、介護給付、その他介護保険事業の運営につき適正化を推進する。
- **離島・中山間地域におけるサービス提供体制の維持・確保**
介護人材の確保が特に困難になっていくと見込まれる離島・中山間地域の介護保険サービスの提供体制を維持するため、当該地域に暮らす高齢者にも必要な支援が継続して届けられ、安心して生活が続けられる環境づくりを進める。

4 第10期計画の基本施策・基本目標

(5) 認知症の人にやさしい地域づくりの推進

高齢者が認知症になっても、住み慣れた場所で、地域の人と支え合いながら自分らしく暮らし続ける

基本目標の達成度を確認する中長期的指標	現在値（R7年度）	方向性
認知症の相談窓口を知っている人の割合	27.4%	↗
「認知症になったら何もできなくなるのではなく、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる（「新しい認知症観」）」と思う人の割合	32.5%	↗

現状・課題

● 認知症高齢者の増加

認知症高齢者人口は2025年から2030年の5年間で約3,500人増加し、その後も増加し続ける見込みである。

● 認知症相談窓口の知名度

認知症に関する不安や悩みは、ひとりで抱え込まず、まずは相談することが大切であるが、認知症の相談窓口を知っている人が約3割未満と少ない。

● 「新しい認知症観」の理解度

認知症は誰もがなり得る可能性があるが、「新しい認知症観」を持っている人については、約3割とあまり理解が進んでいない。

● 認知症支援者の養成者数

認知症者の社会的孤立の防止するため、認知症者の周囲の理解を深める必要がある。

4 第10期計画の基本施策・基本目標

(5) 認知症の人にやさしい地域づくりの推進

高齢者が認知症になっても、住み慣れた場所で、地域の人と支え合いながら自分らしく暮らし続ける

方向性

- **認知症の相談できる場所の普及啓発**

認知症の方及びそのご家族が、気軽に集まり悩みを共有しながら、地域包括支援センターや認知症疾患医療センターの専門職（医師・看護師・社会福祉士等）に相談できる集いの場を広く周知していくことにより、ひとりで抱え込む人を少しでも減らしていく。

- **「新しい認知症観」の正しい理解促進**

認知症になっても大丈夫という安心感を地域に広げ、希望を持って暮らせる新しい認知症観を共有し、地域全体で支え合う街づくりを進めていく。

- **認知症者（家族）が安心して生活できる体制の整備**

認知症に対する理解者を増やし、認知症者や家族が安心して暮らせる地域になるよう認知症サポーター養成講座を進めていく。

- **多様な主体の連携**

地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センターなどと連携する。

4 第10期計画の基本施策・基本目標

(6) 高齢者の意思と自己決定を支援する取組の推進

高齢者が要介護状態等になっても、高齢者の意思及び自己決定が最大限尊重され、自分の意思で自分らしい生活を営むことができる

基本目標の達成度を確認する中長期的指標	現在値（R8年度末見込）	方向性
介護サービス基盤の整備数	認知症グループホーム 684床 小規模多機能型居宅介護事業所 19施設 看護小規模多機能型居宅介護事業所 7施設 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 10施設	↗
人生会議（ACP）という言葉を知っている人の割合	6.2%	↗

現状・課題

● 身寄りのない高齢者等の増加

2040年は2020年に比べ、単身世帯高齢者数が約5,000人増加、高齢者夫婦のみ世帯数は約7,000世帯増加する見込みであり、日常生活や入退院時の手続、死後事務などで支援が必要な高齢者が増加する。

● 本人の意思の尊重

人生の最終段階において本人の意思を尊重するためには、人生会議（ACP）が重要だが、知っている人が1割未満と非常に少ない。

● 権利擁護の推進

高齢者の人権や尊厳が守られる必要がある。

● 望む場所での暮らし

誰もが望む場所で生活を続けられるために、ニーズに応じた医療・介護サービスの提供体制を確保する必要がある。

4 第10期計画の基本施策・基本目標

(6) 高齢者の意思と自己決定を支援する取組の推進

高齢者が要介護状態等になっても、高齢者の意思及び自己決定が最大限尊重され、自分の意思で自分らしい生活を営むことができる

方向性

- **身寄りのない高齢者等への支援**

身寄りのない高齢者等の、将来の不安を解消し、人生の最終段階でも、自分らしい生き方をする選択を支援する。

- **人生会議の普及啓発**

もしもの時のために、本人が家族や信頼できる人たち、医療や介護の専門職と一緒に人生の最終段階における医療・ケアおよび自分らしい生き方について繰り返し話し合う人生会議を啓発する。

- **終活支援の推進**

人生の終焉において、自身の意見が尊重されることで、最後まで安心して、いきいきとした生活を送ることができるよう終活を支援する。

- **権利が守られる暮らしの確保**

高齢者が年齢や心身の状態に関わらず、人として当然の権利を守られ、安心して暮らせるようにする。

- **望む場所で安心して健康で明るい生活を送れるよう環境を整備**

望む場所で、健やかで明るい生活を送れるよう、サービス基盤や住まいを整備する。

【参考】 令和7年簡易生命表の概況（令和8年7月公表）

国が人口推計による人口と人口動態統計月報年計(概数)による死亡数、出生数を基に作成し、公表したもの

※「令和7(2025)年簡易生命表の概況」（厚生労働省）（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life25/index.html>）

（１）寿命中位数と平均寿命

男		女	
寿命中位数	平均寿命	寿命中位数	平均寿命
84.13年 (前年比+0.24年)	81.35年 (前年比+0.25年)	90.17年 (前年比+0.13年)	87.33年 (前年比+0.20年)

※寿命中位数：出生者のちょうど半数が生存すると期待される年数

（２）平均余命

	男	女
65歳	19.68年	24.52年
75歳	12.24年	15.88年
90歳	4.38年	5.66年

（３）生存状況

	男	女
65歳	89.9%	94.5%
75歳	76.0%	88.1%
90歳	26.7%	50.8%

【参考】 姫路市における認知症数と軽度認知症者数

(1) 要介護認定における 認知症を有する高齢者

R7年度（2025年度）		
	認知症者	うちⅡ以上 ^{注1}
要支援 1	2,516人	692人
要支援 2	2,017人	529人
要介護 1	5,121人	3,705人
要介護 2	3,390人	2,608人
要介護 3	2,953人	2,454人
要介護 4	3,411人	3,013人
要介護 5	2,214人	2,096人
計	21,622人	15,097人

(2) 認知症者数及び軽度認知症者数の推計

	姫路市		国	
	認知症者	軽度認知症者	認知症者	軽度認知症者
2022年	18,614人	23,457人	443.2万人	558.5万人
2025年	19,807人	23,700人	471.6万人	564.3万人
2030年	21,970人	24,910人	523.1万人	593.1万人
2040年	24,536人	25,737人	584.2万人	612.8万人
2050年	24,637人	26,510人	586.6万人	631.2万人

※2023年1月現在の全国の人口における姫路市の割合に、各年の認知症者数・軽度認知症者数（令和5年度老人保健健康増進等事業「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究報告書」二宮利治教授）を乗じて算出

※R7年度末現在の要支援・要介護認定者に係る
審査資料に基づき集計

- 注1：認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の
要支援・要介護認定者で、誰かの注意や介
護を必要とする。

【参考】 第10期計画の基本施策・基本目標に関する事業

(1) 高齢者の生きがいの推進

高齢者が趣味の活動や地域や社会を支える活動を通じて、すこやかで生きがいを持ちながら生活を送ることができる

事業	事業説明
(1)公益社団法人姫路市シルバー人材センターへの事業補助（労働政策課）	公益社団法人姫路市シルバー人材センター事業の活性化を支援するため、事業費等を助成し、高齢者の就労機会の拡大を図ります。
(2)短時間ワークマッチング（労働政策課）	自身の都合に合わせ柔軟に働きたい求職者と、人手不足に悩む地域企業をマッチングするため、令和8年10月1日木曜日から、姫路市公式の短時間就業マッチングサイト「ひめじ播磨マッチボックス」を開設します。
(3)あんしんサポーター（介護支援ボランティア）	高齢者等が地域での役割（ボランティア）を担うことで、自身の介護予防につながる活動を支援します。
(4)生涯現役人材バンク	高齢者が長年培ってきた知識や経験、技能を、地域の貴重な財産として登録し、その力を借りたい市民の皆さんと結びつける「生涯現役人材バンク」を運営します。
(5)老人クラブ活動支援	高齢者の生きがいと健康づくり、支え合いづくりを目的としてさまざまな地域活動を行っている老人クラブへ、助成を行います。
(6)ガンバルンバ体操	音楽に合わせて簡単な動きを行う、誰でも気軽にどこでも健康づくりに取り組める体操です。インターネット上での動画配信などにより、普及啓発を行います。

【参考】 第10期計画の基本施策・基本目標に関する事業

(1) 高齢者の生きがいの推進

高齢者が趣味の活動や地域や社会を支える活動を通じて、すこやかで生きがいを持ちながら生活を送ることができる

事業	事業説明
(7)姫路市シニア作品展の開催	高齢者の創作意欲の向上を図り、生きがいを高めることを目的として、毎年8月に作品展を開催します。
(8)公民館活動（市民活動推進課）	さまざまな事業や活動を通じて、共にふれあい、また地域の連帯感を醸成する場として大きな役割を担うとともに、「地域の生涯学習の場」として、健康・福祉分野に加え、地域・社会課題へ対応するための講座（デジタル・ディバイド対策講座等）などを開催します。
(9)ひめさんポの付与	フレイル予防、認知症予防の効果が期待されるスマートフォン用アプリを導入し、デジタルを活用した高齢者の健康増進と生きがいを支援します。
(10)高齢者施設優待券事業	満65歳以上の方に、有料施設が無料になる「高齢者福祉優待カード」配布し、外出機会を増進します。
(11)デジタル・ディバイド対策事業	デジタル社会が進展していく中で高齢者が取り残されないようデジタル機器やサービスの活用機会の浸透を図ります。その中で、フレイル予防アプリや地域情報掲示板アプリ等を活用し、住み慣れた地域で生きがいを感じながら健やかに暮らせるよう社会参加の促進や健康増進を図ります。
(12)好古学園大学校・生涯学習大学校	好古学園大学校（60歳以上対象）・生涯学習大学校（18歳以上対象）にて、生きがいと社会参加の確保や、知識・教養、技能を高め地域社会の活性化に貢献することを目的として、生涯学習の場を提供します。

【参考】 第10期計画の基本施策・基本目標に関する事業

(2) 高齢者のフレイルや認知症への総合的な取組の推進

高齢者が地域の身近な居場所での活動等に取り組むことで、フレイル予防や認知症の進行を遅らせることができる

事業	事業説明
(1)いきいき百歳体操の普及啓発	おもりを使った筋力運動で、続けることによって筋力がつき、日常生活で体の動きが楽に行えるようになる「いきいき百歳体操」の普及啓発を行います。また、身近な地域で集まって活動することで、仲間づくりや交流の場、支え合いの場を醸成します。
(2)いき百会場への専門職派遣	いきいき百歳体操会場へ専門職（健康運動指導士、栄養士、歯科衛生士等）を派遣し、継続支援、定着支援を図ります。
(3)認知症サロン	地域の高齢者が、認知症であるかどうかに関わらず自由に参加できる通いの場の運営を支援し、身近な場所で社会参加の機会を作ります。
(4)あんしんサポーター（介護支援ボランティア） 【再】	高齢者等が地域での役割（ボランティア）を担うことで、自身の介護予防につながる活動を支援します。
(5)ひめさんポの付与 【再】	フレイル予防、認知症予防の効果が期待されるスマートフォン用アプリを導入し、デジタルを活用した高齢者の健康増進と生きがいづくりを支援します。

【参考】 第10期計画の基本施策・基本目標に関する事業

(2) 高齢者のフレイルや認知症への総合的な取組の推進

高齢者が地域の身近な居場所での活動等に取り組むことで、フレイル予防や認知症の進行を遅らせることができる

事業	事業説明
(6)高齢者向け健康増進施設の運営	夢前福祉センター、楽寿園などの各種相談、教養講座及びレクリエーションを60歳以上の方が無料で利用できる施設を運営します。
(7)マッサージ等施術助成事業	慢性的な痛みや疲労の軽減を図り、健康保持に資するよう、施術費の一部を助成します。
(8)高齢者バス等優待乗車助成制度	高齢者の外出機会を確保するため、移動手段となるバス等の利用料の助成を行います。
(9)コミュニティバス・乗合タクシーの運行（地域公共交通課）	徒歩で最寄りの駅やバス停にアクセスすることが難しい地域(公共交通空白地域)や公共交通の運行頻度が極めて少なく利用しにくい地域(公共交通不便地域)において、地域住民と課題を共有しながら、コミュニティバス等地域公共交通の導入ガイドラインに沿って、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーの運行など、地域のニーズに応じた移動手段を検討します。
(10)認知症の早期発見・軽度認知障害（MCI）者の支援事業	通いの場等を活用して認知症チェックシートを配布し、セルフチェック方式によるリスク者を把握し、市内の認知症疾患医療センターで、鑑別診断の要否のスクリーニングを実施します。また、軽度認知障害（M C I）と診断された人を対象にコグニサイズ※を主体とした予防支援プログラムを実施します。

【参考】 第10期計画の基本施策・基本目標に関する事業

(3) 高齢者の在宅生活の支援の推進

高齢者になって、病気や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる

事業	事業説明
(1)介護予防・日常生活支援総合事業 (従前、A、B、C)	機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へもアプローチする事業。年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。
(2)在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。
(3)在宅高齢者介護手当支給事業	ねたきり高齢者及び認知症高齢者の介護者に対して、介護手当を支給することにより、高齢者及び介護者の精神的、経済的負担の軽減を図り、福祉の向上を目的とする事業を実施します。

【参考】 第10期計画の基本施策・基本目標に関する事業

(3) 高齢者の在宅生活の支援の推進

高齢者になって、病気や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる

事業	事業説明
(4)医療又は介護サービスを提供する事業所の整備	【小規模多機能】 中重度の要介護者となっても、「通い」「宿泊」「訪問介護」を組み合わせ、在宅生活が継続できるように支援する小規模多機能型居宅介護事業所（「小規模多機能」）を整備します。
	【看護小多機】 中重度の要介護者となっても、「通い」「宿泊」「訪問介護」「訪問看護」を組み合わせ、在宅生活が継続できるように支援する看護小規模多機能型居宅介護事業所（「看護小多機」）を、整備します。 「看取り 機能の充実」や「中・重度要介護者や独居高齢者への介護・医療サービスの提供」に向けて新設での整備に加えて、事業者の意向を確認しつつ既存の小規模多機能からの転換による整備も行います。
	【定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所】 中重度の要介護者なっても、介護職員と看護師の定期的な巡回訪問や通報や電話などにより随時対応行い、在宅生活が継続を支援又は看取り機能の充実の効果を期待できる定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を整備します。

【参考】 第10期計画の基本施策・基本目標に関する事業

(3) 高齢者の在宅生活の支援の推進

高齢者になって、病気や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる

事業	事業説明
(5)買物支援サービス事業	公共交通機関の利用が不便な地域で、日常の食料品等の買物が困難な高齢者への支援を行う公益的な営利を目的としない法人に対する助成を行います。
(6)あんしんサポーター（介護支援ボランティア）【再】	高齢者等が地域での役割（ボランティア）を担うことで、自身の介護予防につながる活動を支援します。
(7)安心コールの貸与、お元気コール	65歳以上のひとり暮らし等の高齢者が、地域で見守られている。また、緊急事態などに対する不安を解消し、日常生活の安心を確保します。
(8)ひとり暮らし老人給食サービス事業	ふれあいや交流を深め、孤独感を解消することを目的として、おおむね65歳以上のひとり暮らしまたはこれに準ずる方に、ボランティアの協力により月1～4回昼食を提供します。
(9)福祉避難所運営体制の充実（地域福祉課）	社会福祉施設等と災害時における福祉避難所に関する協定を結び、福祉避難所の開設・運営訓練や機材整備を行うことで運営体制の充実を図ります。
(10)地域に根差した要援護者支援と見守りの推進（地域福祉課）	災害時要援護者地域支援協議会において、災害時要援護者台帳の登録や避難行動要支援者名簿情報の提供を通して、災害時に自力で安全な場所への避難が困難な高齢者や障害のある人等の災害時要援護者を把握します。避難支援訓練や研修会を実施し、地域の実情に応じた支援体制づくりに取り組みます。

【参考】 第10期計画の基本施策・基本目標に関する事業

(4) 持続可能な介護保険制度の実現

高齢者が支援や介護が必要な時に、安心して切れ目なく適切なサービスを速やかに利用することができる

事業	事業説明
(1)介護人材確保・育成事業	介護分野で働く人を増やし、長く働けるように育成・定着を支援するための事業です。人材の確保、就業促進、離職防止、スキル向上などを目的としています。 ● 多様な人材の参入促進：インターンシップ支援事業、奨学金返済支援事業、外国人介護人材受入支援事業（R8～） 等 ● 人材の育成・資質向上：介護職員養成研修費用助成、介護支援専門員資格更新費用助成(R8～) 等 ● 離職防止と定着促進：介護事業所向け弁護士相談サポート事業、訪問看護師・介護員離職防止等対策事業 等
(2)包括的支援事業（総合相談支援）	生活支援を必要とする高齢者の相談に対して、介護保険以外のサービスも照会できるよう民間サービスやボランティアの情報収集や活用について検討します。
(3)生活支援体制整備事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活支援サービスの創出・担い手の育成等、地域の支え合いの仕組みを整えます。
(4)あんしんサポーター（介護支援ボランティア）【再】	高齢者等が地域での役割（ボランティア）を担うことで、自身の介護予防につながる活動を支援します。

【参考】 第10期計画の基本施策・基本目標に関する事業

(4) 持続可能な介護保険制度の実現

高齢者が支援や介護が必要な時に、安心して切れ目なく適切なサービスを速やかに利用することができる

事業	事業説明
(5)在宅医療・介護連携推進事業	日常の療養として、要支援の人の現状を把握・整理し、医療・介護関係者のそれぞれが取り組むフレイル予防の方策を検討し、情報共有します。また、重度化予防のために医師とケアマネジャーが必要な生活機能情報を整理し、より効率的に情報共有できるようにします。
(6)地域ケア会議推進事業	高齢者の解決すべき課題と対応策を決定するケアマネジャーの能力の向上を目的として、医師、歯科医師など多職種による検討を行う事業です。
(7)介護保険事業の適正化の推進	第1号被保険者の介護保険料の収納体制の強化や、公正かつ迅速な要介護認定を行うために必要な取組の推進（要介護認定の適正化）、介護サービスが心身の状況や生活環境に応じた適正な保険給付であることの確認（保険給付の適正化）等を行います。
(8)離島・中山間地域における介護サービス提供体制の維持・確保	特に介護人材の確保が困難である離島・中山間地域の介護保険サービスの提供体制を維持するため、当該地域において介護保険事業所を運営する法人及び当該地域にない介護サービスを提供する事業所を対象に、人材確保及び離島・中山間地域特有の支出に対する財政支援を行います。

【参考】 第10期計画の基本施策・基本目標に関する事業

(5) 認知症の人にやさしい地域づくりの推進

高齢者が認知症になっても、住み慣れた場所で、地域の人と支え合いながら自分らしく暮らし続ける

事業	事業説明
(1)認知症サポーター養成事業	認知症の人への理解を促進するために認知症サポーターの養成を推進するとともに認知症サポーターが役割を持って活動できる機会を設けていきます。
(2)認知症カフェ	「認知症カフェ」を開設し、認知症の人やその家族が、気軽に集まり悩みを共有しながら、医師や看護師などの専門職に相談できる機会を設けます。
(3)認知症サロン	認知症であるかどうかに関わらず、地域の高齢者などが自由に参加することができる「認知症サロン」（地域住民による運営）を支援します。
(4)認知症初期集中支援事業	保健センターの保健師と精神保健福祉士及び地域包括支援センター職員で構成する訪問チームと、医師・看護師・薬剤師・作業療法士等で構成する生活支援検討会議からなり、認知症またはその疑いがある人やその家族に早期のうちにに関わり、早期診断や早期対応に向けた支援を行う事業です。
(5)認知症高齢者等SOSネットワーク事業	行方不明時に早期発見・早期保護・事故防止のために、行方不明時の情報を関係機関や協力事業者 に周知するネットワーク整備や、GPS機器の購入費用の補助などを行います。

【参考】 第10期計画の基本施策・基本目標に関する事業

(6) 高齢者の意思と自己決定を支援する取組の推進

高齢者が要介護状態等になっても、高齢者の意思及び自己決定が最大限尊重され、自分の意思で自分らしい生活を営むことができる

事業	事業説明
(1)権利擁護の推進	認知症の人を含む高齢者に対して成年後見制度の利用促進や消費者被害防止施策の推進、虐待防止施策の推進等に取り組み、高齢者の権利擁護を推進します。
(2)人生会議（ACP）	もしもの時のために、本人が家族や信頼できる人たち、医療や介護の専門職と一緒に人生の最終段階における医療・ケアおよび自分らしい生き方について繰り返し話し合うという取り組みを啓発します。
(3)終活支援	人生の終焉において、自身の意見が尊重され、最期まで安心して、いきいきとした生活を送ることができるよう、自身の意思を市に登録する終活情報登録や、葬儀や納骨の相談先を案内するエンディングサポートを行います。
(4)在宅医療・介護連携推進事業【再】	日常の療養として、要支援の人の現状を把握・整理し、医療・介護関係者のそれぞれが取り組むフレイル予防の方策を検討し、情報共有します。また、重度化予防のために医師とケアマネジャーが必要な生活機能情報を整理し、より効率的に情報共有できるようにします。

【参考】 第10期計画の基本施策・基本目標に関する事業

(6) 高齢者の意思と自己決定を支援する取組の推進

高齢者が要介護状態等になっても、高齢者の意思及び自己決定が最大限尊重され、自分の意思で自分らしい生活を営むことができる

事業	事業説明
(5)医療又は介護サービスを提供する事業所の整備 【再】	【小規模多機能型居宅介護事業所】 中重度の要介護者となっても、「通い」「宿泊」「訪問介護」を組み合わせ、在宅生活が継続できるように支援する小規模多機能型居宅介護事業所（「小規模多機能」）を整備します。
	【看護小規模多機能型居宅介護事業所】 中重度の要介護者となっても、「通い」「宿泊」「訪問介護」「訪問看護」を組み合わせ、在宅生活が継続できるように支援する看護小規模多機能型居宅介護事業所（「看護小多機」）を、整備します。 「看取り機能の充実」や「中・重度要介護者や独居高齢者への介護・医療サービスの提供」に向けて新設での整備に加えて、事業者の意向を確認しつつ既存の小規模多機能からの転換による整備も行います。
	【定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所】 中重度の要介護者となっても、介護職員と看護師の定期的な巡回訪問や通報や電話などにより随時対応行い、在宅生活が継続を支援又は看取り機能の充実の効果を期待できる定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を整備します。

【参考】 第10期計画の基本施策・基本目標に関する事業

(6) 高齢者の意思と自己決定を支援する取組の推進

高齢者が要介護状態等になっても、高齢者の意思及び自己決定が最大限尊重され、自分の意思で自分らしい生活を営むことができる

事業	事業説明
(6)介護保険施設等の整備	【特別養護老人ホーム】 常時介護が必要で在宅生活が困難な高齢者の施設で、整備済の床数を維持します。施設での看取りに対応するため、整備を促進できるよう 補助事業の実施・周知に努めます。
	【介護老人保健施設】 病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な高齢者向けの施設で、整備済の床数を維持します。
	【介護医療院】 医療と介護（日常生活の世話）が一体的に受けられ、主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設で、整備済の床数を維持します。
	【認知症高齢者グループホーム】 認知症と診断された高齢者が共同で生活し、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられる施設で、新たな整備を行います。
	【指定特定施設】 特定施設（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）のうち、一定の基準を満たし介護保険法による特定施設入居者生活介護事業者等の指定を受けた施設で、整備済の床数を維持します。

【参考】 第10期計画の基本施策・基本目標に関する事業

(6) 高齢者の意思と自己決定を支援する取組の推進

高齢者が要介護状態等になっても、高齢者の意思及び自己決定が最大限尊重され、自分の意思で自分らしい生活を営むことができる

事業	事業説明
(7)多様な住まいの確保	【養護老人ホーム】 それぞれの入所者が有する能力に応じて自立した生活 を営むことができるよう、また、入所者の意思や人格が 尊重されるよう、適正な運営を図るための支援を行います。
	【軽費老人ホーム（ケアハウス）】 生活相談や緊急時の対応、給食・入浴のサービスが適切 に提供され、入所者が安心して生き生きと明るく生活ができるよう、適正な運営を図るための支援を行います。また、 入所者の所得に応じて、低額な料金で利用できるよう、 入所者が施設へ支払うサービスの提供に要する費用の 一部を減免します。
	【生活支援ハウス】 高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう介護支援機能、住居機能及び交流機能を総合的に提供し、高齢者福祉の増進を図ります。
	【有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）以外】 入所者が安心して健康で明るい生活を送り、福祉の増進 が図られるよう定期的に指導を行います。
	【有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）】 事業者に対し入居者が契約に必要な情報の公開及び事 前協議等を通して指導指針への適合を求めます。
	【サービス付き高齢者向け住宅】 事業者に対して、制度や登録、更新、変更手続きの周知 を図るとともに、登録住宅の適正な運営確保のために定 期報告書の提出を通して指導を行います。

姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画
第2回策定会議資料



住むほどに
好きが深まる
姫のまち

姫路市役所 長寿社会支援部

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

高齢者政策課 電話(079)221-2985

高齢者支援課 電話(079)221-2853

介護保険課 電話(079)221-2923
